春秋褒章候補者選定及び書類作成についての留意事項

- ① 藍綬褒章候補者について
 - (ア) 藍綬褒章の候補者(民生・児童委員を除く)については、<u>要件となる「優れた事績」が他の分野に比べて厳しく審査されるため、「優れた事績」については</u>十分に内部検討したうえで推薦を行うこと。

功績調書には、どのような背景があり、それに関してどのような取組を行い、 結果としてどのような効果が上がったのかを具体的にまとめ、効果については 客観的資料(データ、数値)で補足し、専門・技術的用語には注釈を入れる等、 理解しやすい記載とすること。

また、褒章は功績名に記載された功績に対し、褒め称えるものであるので、 功績名に記載された功績についてよく精査し、優れた事績の概要(別紙1)に 記載すること。

なお、団体役員、施設長に関しては、<u>以下に挙げる事項については優れた事</u> **績に当たらない**とされているため参考とされたい。

- ・ 団体の事業遂行のために会員の意見集約に努めた(努めただけでなく、当該 集約された意見を広く公に発表又は行政に対し働きかけを行い、結果として 当該事業が全国的に波及し効果をあげた、国の政策方針等に影響を及ぼした 等、公衆の利益を興したことを客観的に説明可能であれば事績となる。)
- ・ 会員の取り扱う品目の消費拡大のため団体活動の活性化に努めた (努めただけでなく、効果として売上高大幅アップを数値化して説明可能であれば事績となる。)
- ・ 製品の安定供給のための市場環境の整備に努めた(努めただけでなく、具体的に市場環境整備の手法及び効果を数値化して説明可能であれば事績となる。)
- ・ 同業者の経営改善に努めた(努めただけでなく、具体的な経営改善の手法及 び効果(赤字から黒字への転換)を数値化して説明可能であれば事績とな る。)
- ・ 法律改正等への対応に際し適切な情報を提供した(情報提供にとどまらず、 業界に対する影響、問題点、今後の対応方針を踏まえたうえで各種対策を講 じ、結果として公衆の利益に繋がったことを客観的に説明可能であれば事績 となる。)
- ・ 会員の意識改革のため第三者を講師とする講演会を企画した(各種講習会等 の企画・開催については、参加人数以外の効果を数値化して説明することが 困難であるため事績としては認められていない。)
- ・ 業界の活性化を図るため各種イベントを企画成功させた(各種イベント等の 企画・開催については、参加人数以外の効果を数値化して説明することが困 難であるため事績としては認められていない。)